

定額減税に関する給与支払報告書・源泉徴収票への記載方法

令和6年分所得税の定額減税に関する事項は、下記「記載例」のとおり「(摘要)」欄に記載してください。なお、「(摘要)」欄へは定額減税に関する事項を最初に記載し、前職分の支払金額等がある場合は続けて記載してください。

内 容	記 載 事 項
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円
年調減税額のうち、年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額 0円」
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が、障害者・特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は「減税有」と追記する。

(1) 年末調整を行った一般的な場合

記載例①：年末調整を行った一般的な場合

源泉徴収時所得税減税控除済額 25,000円、控除外額 5,000円

源泉徴収時所得税減税控除済額 0円、控除外額 30,000円

記載例②：非控除対象配偶者分の定額減税の適用を受けた場合

源泉徴収時所得税減税控除済額 60,000円、控除外額 0円

非控除対象配偶者減税有

記載例③：非控除対象配偶者が障害者に該当する場合

源泉徴収時所得税減税控除済額 60,000円、控除外額 0円

減税有 国税法子（同配）

(2) 給与以外の収入があり、令和6年分の合計所得金額が1,805万円を超える場合

定額減税の対象とはなりません。

記載例：令和6年分の合計所得金額が1,805万円を超える場合

源泉徴収時所得税減税控除済額 0円、控除外額 0円

(3) 退職した人（年末調整未了）の場合

再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税の精算を行うことになります。

記載例：退職した人（年末調整未了）の場合

記載の必要なし

(4) 令和6年分の給与収入金額が2,000万円を超える場合

年末調整の対象外のため、確定申告で最終的な定額減税の精算を行うことになります。

記載例：年末調整をしなかった人の場合

記載の必要なし

※ (3) 及び (4) の「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の実際に源泉徴収した税額の合計額を記載してください。